

## 教職員の退職手当の支払差止処分について

### 1 支払差止処分の内容

令和6年3月9日に交通死亡事故を起こしたため、過失運転致傷の容疑で逮捕され、同月28日に停職9月の懲戒処分を受け、同月31日に任期満了により退職した元県立特別支援学校講師に対して、香川県職員退職手当条例（昭和29年香川県条例第38号）第11条第2項の規定に基づき、一般の退職手当等の額の支払いを差し止めることとする。